解散公告

当社は、平成三十年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

長野県諏訪郡下諏訪町九五四八番地

有限会社クック信濃

清算人　小林　行雄

解散公告

当組合は、平成三十年五月二十四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

長野県諏訪市大字中洲四六〇〇番地

諏訪湖電子精機協同組合

清算人　**辰巳**　進恒

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

長野県飯田市座光寺六五二三番地三

上郷コンクリート工業株式会社

代表清算人　清水　紀明

解散公告

当社は、平成三十年四月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

静岡県浜松市東区篠ケ瀬町六〇二番地

株式会社ディーケイズ

清算人　木下　英洋

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

愛知県豊田市大島町旭一〇八番地一

有限会社石坂薬局

清算人　石坂　祐子

解散公告

当社は、平成三十年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

大阪府東大阪市上小阪一丁目七番一九号

有限会社ソレイユ

清算人　森　まり子

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

大阪府豊中市蛍池北町二丁目四番二六号

株式会社松建林業

代表清算人　松川　正雄

解散公告

当社は、平成三十年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

大阪市西成区玉出西一丁目一番一六号

株式会社紀和自動車商会

代表清算人　宮田　四郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

神戸市中央区中町通三―一―一六

合同会社グラーリス

清算人　小野原直樹

解散公告

当法人は、平成三十年三月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

兵庫県神戸市須磨区鷹取町三丁目一番一七号

特定非営利活動法人須磨まちづくり観光プロジェクト

清算人　幸内　政年

解散公告

当社は、平成三十年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

広島市東区二葉の里一丁目五番一一号

有限会社濱本事務所

清算人　濱本　政子

解散公告

当社は平成三十年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

北九州市八幡東区松尾町一九番九号

株式会社ワカト

代表清算人　高尾　由紀

解散公告

当法人は、平成三十年五月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

福岡県朝倉市杷木古賀一八五九番地

特定非営利活動法人はき子ども文化ゆめ基金

清算人　柳田　茂樹

解散公告

当社は、平成三十年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

長崎県五島市武家屋敷一丁目七番一二号

有限会社ビジネスホテルシャトーイン福江

代表清算人　川尻伊之昭

解散公告

当法人は、平成三十年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆三一〇―一番地二F

特定非営利活動法人エコ・コアおきなわ

清算人　金城　信之